

専決処分の承認を求めることについて

大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 25 年 6 月 3 日提出

大磯町長 中 崎 久 雄

専 決 処 分 書

大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成 25 年 3 月 30 日

大磯町長 中 崎 久 雄

理 由

平成 25 年 3 月 30 日付けで地方税法等の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 3 号)が公布されたことに伴い、大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分する。

大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3月30日

大磯町長



大磯町条例第14号

大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大磯町国民健康保険税条例(昭和34年大磯町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日」を削り、「被保険者が属する世帯」の次に「であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの」を加え、「第22条」を「及び第22条」に改め、「において同じ。）」の次に「及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第3号及び第22条において同じ。))」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 特定継続世帯 1万5,750円

第22条第1号イ(ア)中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 1万1,025円

第22条第2号イ(ア)中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号イに次のように加える。

(エ) 特定継続世帯 7,875円

第22条第3号イ(ア)中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号イに次のように加える。

(オ) 特定継続世帯 3,150円

附則第15項中「第44条の2第3項」を「第44条の2第4項及び第5項」に、「第36条」を「第35条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第15項の改正規定は、平成26年1月1日から施行する。